



Vol.11

発行 2012年8月
動物愛護ボランティア

《ねこの会》

事務局：TEL/FAX 0263-36-2192

ねこの防災について考える 岡田 英二

昨年の3・11の大震災以降、みんなが災害に対して敏感になりました。行政指導による新たな取り組みが始まり、防災計画・災害時支援・要援護者登録などの新しい言葉が生まれ、誰もが危機感を強めている事が伺われます。しかし、動物への取り組みは手探り状態で、なかなか進まないのが現状です。

愛犬家からの要望で、災害時のペット同伴避難、避難所における場所の確保など、災害時対応に行政も関心を持ち始め、メディアにも同伴避難訓練の記事などが掲載されるようになりました。犬は狂犬病予防法によって、屋外では係留して飼育する事を義務付けられているため、避難所における事故では飼い主への責任が強く問われます。一方、犬への愛情や思い入れも強く、その処遇を家族と同じ様にと望む余り、他者とのトラブル発展へとなりかねません。この様に犬では、避難所のあり方を早急に整備することが必要です。

ところで、猫に関してはどうでしょうか？室内飼いの猫はキャリーに入れて同伴し、避難所でもケージ飼育が可能です。しかし、多くの猫は家の出入り自由なので話は別です。もし災害時に飼い主の近くにいなかったと想定しましょう。例えば、大津波が起こる、中山間地で土砂崩れがある、豪雨で河川が氾濫する、大火で家屋が焼失するなど、人も動物もその場から一刻も早く退避が前提の場合は、飼い主の近くにいないければ、保護して連れて避難することはできません。結局、そのままに放置なるでしょう。

それでは、しばらくの間は自宅に住むことができない中軽度な被害状況の時はどうでしょうか？松本平では、牛伏寺断層の大地震を想定してみましよう。人間は大きな揺れが納まるまでは我が身を確保することに必死です。屋内の猫はベッドの下に隠れ

たり、布団の中に潜ったり、机の下、コタツの中、大きな家具や荷物の隙間、猫ツグラの中へ潜り込みます。屋外にいる猫は高所から跳び降り、立木の揺れに驚き、草むらや藪の中に潜みます。人間が心配しなくても非常に高い自己防衛本能があるので自力で避難します。もし家が壊れてもいち早く安全なところに身を移して避難するでしょう。「飼い主様を助けなきゃ」などと我が身を犠牲にする優しい猫はいません。例え、家が倒壊しても猫たちは壊れた家の空間に籠もっているでしょう。一時的に恐怖でパニックになっても、暫くすれば落ち着いて事態把握ができますから、飼い主の声や食べ物の臭いを嗅ぎ分け、その環境に適応していきます。そこで必要なのは餌や水の確保だけです。そうなると同伴で避難する必要があるのでしょうか。わざわざ、飼い猫を多くの人でひしめく避難所に連れ出さなくても良いのではないのでしょうか。そのまま住み慣れた家に置いておけば良く、人間は避難所に移動しても、行政による立入禁止の措置が無い限り、時々帰宅して猫の様子を見に行けば良いのではないのでしょうか？

しかし、稀に驚いて逃げ出し、家に戻れなくなってしまふ猫もいます。そんな猫を捜索し保護するには詳しい情報が必要になります。この様な時こそ、猫の登録が必要になるのです。猫の所有者、住所、特徴、形態、模様などの情報が登録されていれば、ライフライン復旧時には、捜索の対応が可能です。

『猫の登録制』は災害時に役立つばかりか、無責任な飼い主を生み出さない最良の方策だと言えます。捨て猫の撲滅、苦情の削減にも有効で、災害時に避難所に併設する必要のある猫小屋を最小限に抑える可能性もあります。

災害対策を考えるのを機会に、行政は重い腰を上げて登録制度に着手する必要性を認識していただきたい。その時には、長く猫問題に携わってきたノウハウを提供し、協力する覚悟があることもお伝えし